省　令

○法務省令第二十三号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十条第二項及び商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日

法務大臣　千葉　景子

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表千葉地方法務局の部佐倉支局の款成田出張所の項中「印旛村　本埜村　栄町」を「栄町」に改める。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条から第十六条までを次のように改める。

第十四条　奈良地方法務局桜井支局及び橿原出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、奈良地方法務局で取り扱わせる。

第十五条　和歌山地方法務局湯浅出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、和歌山地方法務局で取り扱わせる。

第十六条　削除

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中登記事務委任規則第十四条から第十六条まで及び第二十八条第一項の改正規定は平成二十二年六月七日から、同規則第三十二条第二項の改正規定は同月二十八日から施行する。

○財務省・国土交通省令第二号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日

財務大臣　菅　直人

国土交通大臣　前原　誠司

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十九年財務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「のうち、保険関係が成立した貸付けに係る当該保険関係の保険期間のうち事業年度末においてまだ経過していない」を「及び保険料の額の引下げを行うことによる減収額を埋めるために国から交付された補助金のうち、次の各号に掲げる保険関係の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一　死亡時に一括償還をする方法による貸付けに係る保険関係　当該保険関係の保険期間

二　前号に掲げる保険関係以外の保険関係　当該保険関係の保険期間のうち事業年度末においてまだ経過していない期間

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年四月一日に始まる事業年度の決算から適用する。

○農林水産省令第四十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第2の8中(132)のアルカリ性プロテアーゼ（その2）の項のイの項名を「製剤（その1）」に改め、同イの次に次のように加える。

ウ　製剤（その2）

(ア)　成分規格

本品は、「アルカリ性プロテアーゼ（その2）」に、プロピレングリコールを混和した水溶性液状物である。

酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、表示たん白消化力単位の85～170%を含む。

酵素力試験　たん白消化力試験法第1法によって試験を行う。

(イ)　保存の方法の基準

遮光した密閉容器に入れ、25℃以下で保存すること。

(ウ)　表示の基準

「アルカリ性プロテアーゼ（その2）」の表示の基準を準用する。

別表第2の8中(133)のキシラナーゼの項のイの項名を「製剤（その1）」に改め、同イの次に次のように加える。

ウ　製剤（その2）

(ア)　成分規格

本品は、「キシラナーゼ」に、D－ソルビトール液を混和した水溶性液状物である。

酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、表示キシラン糖化力単位の85～170%を含む。

酵素力試験　キシラン糖化力試験法によって試験を行う。

(イ)　保存の方法の基準

遮光した密閉容器に入れ、25℃以下で保存すること。

(ウ)　表示の基準

「キシラナーゼ」の表示の基準を準用する。

別表第2の8中(135)のβ－グルカナーゼの項のイの項名を「製剤（その1）」に改め、同イの次に次のように加える。

ウ　製剤（その2）

(ア)　成分規格

本品は、「β－グルカナーゼ」に水を混和した水溶性液状物である。

酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、表示β－グルカン糖化力単位の85～170%を含む。

酵素力試験　β－グルカン糖化力試験法によって試験を行う。

(イ)　保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

(ウ)　表示の基準

「β－グルカナーゼ」の表示の基準を準用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月三十一日

総務大臣　原口　一博

一　名称	平成二十二年度日米共同訓練（アラスカ州アンカレッジ）実施部隊
二　国外派遣期間	平成二十二年六月二日から平成二十二年七月二日まで
三　派遣人数（概数）	百五十人程度
四　派遣地域	アメリカ合衆国アラスカ州アンカレッジ

○総務省告示第二百二十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月三十一日

総務大臣　原口　一博

一　名称	平成二十二年度日米共同訓練（アラスカ州フェアバンクス）実施部隊
二　国外派遣期間	平成二十二年六月二日から平成二十二年七月二日まで
三　派遣人数（概数）	百八十人程度
四　派遣地域	アメリカ合衆国アラスカ州フェアバンクス